

審 第 2 1 6 3 号
答 申 第 2 5 5 号
令 和 3 年 1 月 4 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成31年4月26日付け〇〇健福第〇〇号による下記の諮問について、別紙
のとおり答申します。

記

諮問第244号

平成31年3月8日付けで審査請求人から提起された、平成30年12月13
日付け〇〇健福第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求の裁決につ
いて

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成30年12月13日付け〇〇健福第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年11月30日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇と診断され、〇〇〇〇病院へ医療保護入院した。これより以前に私の〇〇が〇〇保健所に相談していた。と伺ったので、この件に関する記録全て。（当時担当していた精神指定保健医は〇〇医師）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、本件開示請求に係る文書の存否を答えることは、条例第17条第2号及び第6号ハに規定する不開示情報を開示することとなり、条例第20条に該当するとして、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、平成31年3月8日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成31年4月26日付け〇〇健福第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
 - ア 本件審査請求の趣旨
本件決定の取り消しを求める。
 - イ 本件審査請求の理由
条例第20条の根拠にしている条例第17条第2号については、既に相談者本人からの聞き取りで、私の〇〇・〇〇・〇〇の〇〇が強く関与しているのは既に知っている。また、診断を決定した精神指定保健医2

名の氏名も当該病院からカルテ等を請求し既に把握しているので、条例第17条第2号ただし書イに該当し情報開示の義務がある。

もう一つの根拠、条例第17条第6号ハと上記以外の第三者が含まれていた場合については、条例第18条と第19条により、部分開示や裁量的開示の義務がある。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

実施機関が不開示とする情報は、条例第17条第2号ただし書イ、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、及び同号ただし書ロ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報に該当し、不開示理由の同号には当たらない。

また、その他不開示理由の条例第17条第6号ハと第20条については、条例第18条及び第19条により部分開示や裁量的開示の義務がある。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件決定の理由

ア 条例第17条第2号該当性について

本件開示請求は、開示請求者以外の〇〇及び精神指定保健医といった、第三者の個人に関する情報が含まれており、開示することとなれば当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため、条例第17条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないものである。

イ 条例第17条第6号ハ該当性について

本件開示請求は、精神保健福祉相談に係る事務についてである。当該事務は、一般的に相談対象者以外の第三者からの相談が入る場合が多くある。またその相談内容については、相談対象者と第三者との間に対立する主張が含まれる場合もある。この場合に、第三者からの相談の有無を開示すれば、相談対象者と第三者との間にその主張をめぐる種々の軋轢や紛争を生じさせる可能性がある。そのため開示すると対象者等から当該事務への圧力や干渉を受けるおそれがあり、当該事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ 条例第20条該当性について

本件開示請求は、請求人以外の特定の個人の情報及び精神保健福祉相談に係る事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、第三者からの相談歴の存

在が明らかにされることとなる場合があるため、対象となる行政文書の存否を明らかにしないで本件決定とした。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人がいう、本件不開示情報が条例第17条第2号ただし書イに該当するとの件については、上記のとおり、同号本文に該当し、同号のただし書には該当しないため、審査請求人の主張には理由がない。

審査請求人がいう、本件不開示情報が同条第6号ハに該当する〔〇〇〕との件については、上記のとおり、本件不開示情報が当該事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、審査請求人の主張には理由がない。

本件開示請求は、請求人以外の特定の個人の情報及び精神保健福祉相談に係る事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで、第三者からの相談歴の存在が明らかにされることになる場合があるため、審査請求人の主張には理由がない。

審査請求人がいうその他の主張については、本件決定に影響を及ぼさない。

5 審議会の判断

(1) 本件決定について

本件決定は、本件開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、条例第17条第2号及び第6号ハに規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第20条の規定により不開示決定をしたものである。

(2) 不開示情報該当性について

ア 審議会としては、まず、本件開示請求に係る個人情報の存否を回答することで開示することとなる情報の条例第17条第2号該当性、すなわち、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるか否か、又は、特定の個人を識別することができないものの、なお、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるか否か、について検討する。

イ 本件開示請求に係る個人情報は、審査請求人の〇〇（以下「本件〇〇」という。）が〇〇保健所に相談していた件に関する記録（以下「本件相談記録」という。）であるから、本件相談記録の存否について回答した場合に開示することとなる情報は、本件相談記録が存在する、又は、存在しないという情報であり、当該情報は、審査請求人以外の個人である本件〇〇に関する情報であって、本件〇〇を識別することができるものである。

よって、本件開示請求に係る個人情報の存否を回答することで開示することとなる情報は、条例第17条第2号本文に該当する。

ウ 審査請求人は、不開示情報は、すでに自分が知っている情報であるから、条例第17条第2号ただし書イに該当し、不開示情報に該当しないと主張する。しかし、ある本人に関するものであっても当該本人以外の者が行った相談を当該本人に知らせるといふ法令の規定や慣行は存在しないから、同条第2号ただし書イに該当すると判断することはできない。

エ また、審査請求人は、不開示情報は、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要で、条例第17条第2号ただし書ロに該当し、開示することが適当であると主張する。

しかし、審査請求人の主張からは、不開示情報を開示することが、審査請求人の保護に必要であって、その審査請求人の保護の必要性が、相談を行った審査請求人以外の者の個人情報を不開示にすることで保護される利益を上回ると認める特段の事情は見当たらないことから、同条第2号ただし書ロに該当すると判断をすることはできない。

オ その他、条例第17条第2号ただし書ハ又はニに該当する特段の事情は認められない。

カ したがって、本件開示請求に係る個人情報の存否を回答することで開示することとなる情報は、条例第17条第2号に該当する不開示情報であると認められる。

(3) 存否応答拒否の該当性について

ア 条例第20条は、開示請求に係る個人情報が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された個人情報の存否を回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合において、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることについて定めたものである。

なお、例えば、個人情報が存在しない場合に不存在と答えて、個人情報が存在する場合のみ存否を明らかにしないで拒否したのでは、開示請求者に当該個人情報の存在を類推させることになるので、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であるとされる。

イ 上記(2)カのとおり、本件開示請求に係る個人情報の存否を回答することで開示することとなる情報は、条例第17条第2号に該当する不開示情報であるから、本件開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することになると認められる。

ウ なお、審査請求人は、条例第18条及び第19条の規定を適用すべきことを主張するが、実施機関の判断は、開示請求された個人情報の存否

を明らかにしないで、当該開示請求を拒否するものであるから、条例第18条の規定を適用することはできない。

また、審査請求人の主張からは、本件開示請求に係る個人情報の存否を回答することで開示することとなる情報を不開示とすることにより保護すべき利益を犠牲にしてまで、審査請求人に開示すべき特段の必要性があるとは認められず、実施機関が条例第19条に定める裁量的開示を行わないことについて、裁量権の逸脱は認められない。

エ よって、本件開示請求に係る個人情報の存否を回答することで開示することとなる情報が条例第17条第6号ハの不開示情報に該当するか否かを検討するまでもなく、実施機関が条例第20条の規定により本件決定を行った判断は妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成31年4月26日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和 元年5月17日	反論書の写しの受理
令和 2年6月25日	審議（令和2年度第1回第1部会）
令和 2年7月30日	審議（令和2年度第2回第1部会）
令和 2年8月27日	審議（令和2年度第3回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	

土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部特任教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者